

## 報告2：佐久間政広「村落社会と地域福祉—七ヶ宿町の高齢者世帯の事例から—」

佐久間会員は昨年度（97年）の大会において、七ヶ宿町の調査に基づき「山村における住民生活の構造」を発表しましたが、その事例は今年度の大会共通テーマ「農村の高齢化と地域福祉」と関わる論点（過疎、高齢化、地域福祉、家族、いえ、むら）を共有している生活実態があり、地区研究会での報告もお願いしました。

佐久間会員は報告にあたって二つの疑問を提示されました。一つは地域福祉の議論において受け手側の論理が洞察されていないのではないかということ、もう一つは村落社会ははたして福祉機能を備えているのか、村落の解体とともに福祉機能も失われたというがそれは事実かということでした。これらを解明しつつ、農村社会における高齢者福祉の問題をとらえるさいの村落の意義を考えてみたいという問題意識でもありました。

報告では調査対象地の高齢者世帯の生活を支える仕組みを明らかにするために、まず、世帯を高齢者世帯型、向高齢者世帯型、あとつき世代同居型に分け、農業経営、農外就業、消費行動からみた生産と生活の構造の特徴を押さえたうえで高齢者世帯型12戸の各戸の詳細な生活実態を明らかにしました。佐久間会員は、高齢者世帯の生活を支えているのは他出子家族であるが、それは金銭授受を伴わない生活上の相互援助的なものであること、その一環として位置づけられるある農業経営（作業）の援助に関しては他出子家族のなかでも長男がおこなうという継承規範が存在していることを指摘しました。さらにそうした高齢者に定住志向が強いのは、長年慣れ親しんだ特定の自然環境・社会環境のなかで営まれる生活を望ましい生活とする主体的な選択であり、「生活の社会化しきれない部分」・「相手を特定し限定しなければならない部分」（松岡昌則）の重要性と深く関わっていると述べました。また高齢者世帯への村落社会の関与に対しては、現象的には「助け合い」はみられないことを指摘し、しかしそれは、「互助」原理が消失してしまったからではなく、「互助原理」が貫徹しているがゆえに現象としてみられないという解釈を提起しました。「互助原理」は対等な家と家との互酬性原理であり、村落社会の一軒前の家々としての互認でもあり、一方的な援助は互助としての対等な立場を崩すことになってしまう、それを避けるために他出子家族の援助も行われるというものです。そして村落社会の意義は、「相手を特定し限定しなければならない部分」の一部としての重要性と、危機管理の機能（相互監視と緊急対応）、農業を維持していく上で不可欠な「村仕事」という共同作業、という点にあるとしました。しかしそれは、生活できる条件が確保されている高齢者世帯にとっての意義であり、条件が外れたら（福祉の対象となったら）その限りではなくなる。つまり、農山村の高齢者福祉は村落社会の論理の延長ではなく、別の異なる次元の論理での対応を要請されることになる、と指摘しました。

質疑意見交換は短い時間ながらも活発に行われ、地域福祉の基調に対するアンチテーゼとして興味深い点や高齢者世帯の類型区分の新しさの指摘などがなされました。他方で村落社会の互助や機能をめぐるとらえかたに対する批判と、社会福祉や高齢者福祉という概念についての疑問も出されました。

本年度の地区研究会も大変有意義であったと思われます。東北地区研究会は2年続けて大会後の開催でしたが、大会での報告や議論を振り返りながらの質疑や意見交換は、問題や課題を共有する上でおおいに役に立ったのではないかと思います。大会への参加者のみならず地区の会員との共通テーマについての話し合い・意見交換をおこなう場の必要性を感じました。今回の試みがその一助になればと思います。

（文責：佐藤直由）